

佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県地域再生計画に定める社会的事業の分野における起業の促進を図るため、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業する者（以下「起業家等」という。）に対し、起業、事業承継又は第二創業に必要な経費の一部として、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 新たに起業する者

国（新しい地方経済・生活環境創生交付金）の交付決定日以降、補助事業期間完了日までの間に個人事業の開業の届出、又は法人の設立を行いその代表者となる者をいう。

また、新たに設立する法人が大企業又はみなし大企業となる場合は対象外となる。

(2) 事業承継又は第二創業する者

国（新しい地方経済・生活環境創生交付金）の交付決定日以降、補助事業期間完了日までの間に新たに事業承継、又は第二創業により個人事業主又は法人の代表者となる者をいう。

(3) 法人

株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等をいう。

(4) みなし大企業

みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ③ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(5) 地域の課題

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、その他佐賀県における地域の課題と認められるものをいう。

(6) 社会的事業

次に掲げる事項の全てに該当する事業のことをいう。

ア 地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であると見込まれること（事業性）

ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

（７）Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野

未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連するものをいう。

（補助対象者）

第３条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

（１）新たに起業をする場合

ア 新たに起業する者であること。

イ 佐賀県内に居住している者であること、又は補助事業期間完了日までに佐賀県内に居住することを予定している者であること。

ウ 個人事業の開業の届出、又は法人の登記を佐賀県内で行う者であること。

エ 法令遵守上の問題を抱える者でないこと。

オ 申請者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

（２）事業承継又は第二創業をする場合

ア Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継又は第二創業する者であること。

イ 佐賀県内に居住している者であること、又は補助事業期間完了日までに佐賀県内に居住することを予定している者であること。

ウ 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を佐賀県内で行う者であること。この場合、法人等の登記が佐賀県内以外であっても佐賀県内で事業を実施することが確認できるときは、補助対象者とする。

エ 法令遵守上の問題を抱える者でないこと。

オ 申請者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

２ 補助対象者は、県が開催する審査会において、採択を受けた者とする。

（補助対象事業）

第４条 補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。

（１）新たに起業をする場合

ア 佐賀県において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する社会的事業であること。

イ 佐賀県内で実施される事業であること。

ウ 国（新しい地方経済・生活環境創生交付金）の交付決定日以降、補助事業期間完了日までの期間に新たに起業する事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

（2）事業承継又は第二創業をする場合

ア 佐賀県において、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつデジタル技術を活用して地域の課題の解決を目的として、事業承継又は第二創業により実施する社会的事業であること。

イ 佐賀県内で実施される事業であること。

ウ 国（新しい地方経済・生活環境創生交付金）の交付決定日以降、補助事業期間完了日までの期間に事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

エ 公序良俗に反する事業でないこと。

オ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

2 国、佐賀県等からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の対象事業となるものについては、交付対象としないものとする。

（補助対象経費及び補助率）

第5条 この補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 公租公課（消費税及び地方消費税を含む）及び各種保険料は対象外とする。

（欠格事項）

第6条 第3条の規定にかかわらず、補助対象者は、次の各号に掲げる者であってはならない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 補助対象者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたときには交付の決定を行い、書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による補助金交付の申請の取下げは、前条の通知があった日から20日以内に、書面でしなければならない。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りではない。

ア 補助金の額に変更がなく、補助対象経費区分間の20%以内の金額の増減

イ 入札実施による補助金額の減

(3) 補助対象者が補助事業を行うために締結する契約については、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号）」のとおり県内企業と契約するよう努めなければならないこと。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、別記様式第2号のとおりとする。

3 第1項第4号の規定により、知事に事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の事業中止・廃止承認申請書は、別記様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第11条 補助対象者は、補助事業遂行の状況に関し、知事が必要と認めて指示したときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）により、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を精査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知することとする。

(補助金の交付)

第 14 条 この補助金は、前条の規定により交付すべき起業支援金の額を確定した後に、支払を行うものとする。

- 2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、別記様式第 6 号のとおりとする。

(事業化状況の報告、事業承継、第二創業の報告)

第 15 条 補助対象者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎年 4 月末日までに、当該補助事業に係る直近会計年度の事業化の状況について、事業化状況報告書（別記様式第 7 号）により県に報告しなければならない。

- 2 補助対象者が、事業承継又は第二創業を行った場合には、事業承継又は第二創業後 30 日以内に事業承継・第二創業完了届出書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 県は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、補助対象者に報告させることができるものとする。

(財産の管理)

第 16 条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得財産等について、別記様式第 9 号に定める取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 補助対象者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に別記様式第 9 号に定める取得財産管理台帳の写しを添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過する以前に、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄するときには、あらかじめ別記様式第 10 号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の承認をした補助対象者に対し、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることができる。

(交付決定の取消等)

第 18 条 知事は、第 10 条第 1 項各号に掲げる交付の条件を満たさないことが明らかとなった場合、同条第 3 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び以下に掲げる場合には、第 8 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 補助対象者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 補助対象者及び補助金の交付を受けた者が第 6 条に該当する者であることが明らかとなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 3 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付期限については、知事が別に定めるところとし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第 19 条 補助対象者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。

(交付対象事業の検査等)

第 20 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して、報告を求め、又は指示し、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(令和 3 年 4 月 1 日付一部改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 5 月 27 日付一部改正)

この要綱は令和4年5月27日から施行し、この要綱による改正後の佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

(令和5年6月1日付一部改正)

この要綱は令和5年6月1日から施行する。

(令和6年3月29日付けさ創第3650号により一部改正)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(令和7年3月14日付けさ創第3049号により一部改正)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
人件費	人件費 ※ただし、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く	1 / 2	2, 0 0 0 千円
事業費	店舗等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他県が起業等に必要な経費として認める経費		

※事業費について、公租公課（消費税及び地方消費税を含む）及び各種保険料は対象外とする。

※補助対象経費は、交付決定日以降、起業等が完了する日までに生じた経費とする。

様式、別記様式及び別紙一覧

別記様式第 1 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金交付申請書
別記様式第 2 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金変更承認申請書
別記様式第 3 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金事業中止・廃止承認申請書
別記様式第 4 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金補助事業遂行状況報告書
別記様式第 5 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金実績報告書
別記様式第 6 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金精算払請求書
別記様式第 7 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金に係る事業化状況報告書
別記様式第 8 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金に係る事業承継・第二創業 完了届出書
別記様式第 9 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金取得財産管理台帳
別記様式第 10 号	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金財産処分承認申請書

別紙 1 事業計画書

別紙 2 事業実績書